

仕 様 書

1. 委託業務名

せんとくんパフォーマンスチーム派遣運営業務

2. 目的

奈良県マスコットキャラクター「せんとくん」の知名度向上と、奈良県観光の話題性を高めるため、「せんとくん」を活用した情報発信・PRを行う。

3. 委託内容

以下の業務を企画運営すること

(1) 県が指定する行事等におけるせんとくんの操演の実施

県との協議により契約金額の範囲内で県が指定する行事等への出演を決定。

※操演に係る人件費・交通費・宿泊費及び着ぐるみの発送料金などの経費は委託料に含む。

【参考：平成28年度実績】

①首都圏等で開催するイベント・テレビ番組等への出演（23回）

②名古屋・近畿圏で開催するイベント・テレビ番組等への出演（20回）

③その他県が指定するイベントへの出演（16回）

(2) Twitter 等 SNS を活用したせんとくんの活動状況報告及び奈良県の情報発信の実施

（平均週3回以上更新するものとする）

(3) 貸与物品の管理・メンテナンスの実施

下記の貸与物品を適切に管理し、定期的なクリーニング及び必要に応じた補修をすること。

・貸与物品・・・既存のせんとくん着ぐるみ2体

官服・桜・紅葉のせんとくん着ぐるみ衣裳3種類各2着

官服・桜・紅葉のせんとくん着ぐるみ用物品

（頭、ボディあんこ、手袋、靴）一式

(4) 実績報告

四半期ごとに、出演したイベント等で撮影した画像データと参加したイベントでの業務内容を、報告書にまとめ、各四半期終了後10日以内に提出すること。

(5) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう

指導すること。

(6) その他

上記の業務を遂行するために必要な体制を整備すること。

① 「せんとかんダンス」を踊れるキャスト及びアテンダスタッフの確保

※ 「せんとかん」の着ぐるみに入るキャストは、身長160cm未満の女性が望ましい。

② 「せんとかん」の操演スケジュール調整

※ イベント主催者等との連絡調整についても、受託事業者側で行うこととする。

4. 業務の予定場所

奈良県内各所及び全国各地

5. 実施体制

本事業を行うため、業務を円滑に遂行できる事業推進体制を整備すること。

6. 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

7. その他

仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度、県との協議により決定するものとする。